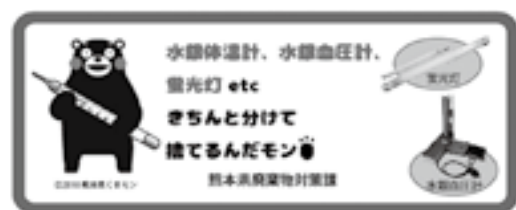


水銀フリー熊本宣言

平成25年10月、熊本市・水俣市で開催された国際会議で「水銀に関する水俣条約」が採択されました。これは水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指すものです。県は「水銀フリー熊本宣言」を行い、できるだけ水銀を使わない社会づくりに取り組んでいます。



▲キャンペーン期間中に役場と光の森町民センターに直接持参した人には先着順でくまモンのマグネットシートを差し上げます

※水銀体温計・水銀血圧計は、ごみステーションにも出せません。不燃・埋立ごみの日に購入時の容器や新聞紙などに包んで「きけん」と書き、透明の袋などに入れて出してください。

場所 環境生活課、光の森町民センター

日時

12月7日(月)～12月28日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日・祝日を除く)

回収方法

水銀を含む製品から水銀の流出による環境汚染を防止するため、ことし4月から家庭の水銀体温計と水銀血圧計を回収しています。家庭に眠る不要な水銀体温計と水銀血圧計を廃棄しませんか。

環境生活課

ごみ減量推進係

☎(232)2114

水銀体温計・水銀血圧計 回収キャンペーン

回収方法

直接窓口にお持ちください。

※電子式のもの是对象外です。事業者は持ち込みできません。



対象品目
家庭の水銀体温計・水銀血圧計

年末年始の「ごみ収集」と「し尿くみ取り」

午前8時30分までにごみを出してください。収集日以外は、ごみ一時保管所にごみを出してはいけません。ごみを個人で持ち込む場合、所定の処分手数料が必要です(指定ごみ袋不要)。

日程

期日	ごみ収集 (通常のごみ出し)	ごみを個人で持ち込む場合		し尿くみ取り			
		燃やすごみ 可燃性粗大ごみ (東部清掃工場)	資源物、不燃・埋立ごみ 不燃性粗大ごみ (環境美化センター)				
12月23日(水)	収集カレンダーのとおり	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後5時	12月22日(火)までの 依頼分は、29日(火) までにくみ取りを 行います。			
12月24日(木)							
12月25日(金)							
12月26日(土)							
12月27日(日)	休み	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後5時	休み			
12月28日(月)	収集カレンダーのとおり						
12月29日(火)							
12月30日(水)							
12月31日(木)	休み	休み	休み	休み			
1月1日(金)							
1月2日(土)							
1月3日(日)							
1月4日(月)	収集カレンダーのとおり	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後5時	通常どおり			
問い合わせ	環境生活課 ☎(232)2114	東部清掃工場 ☎(293)5245	環境美化センター ☎(293)1222	中野衛生(有) ☎(232)0636			

※年末年始のごみ収集振替など詳しくはごみ収集カレンダーをご覧ください。

■問い合わせ 環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

ごみなどの違法な焼却は禁止です

☎ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

家庭でのごみの焼却は原則禁止です。違法なごみの焼却をした人には5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金が科せられます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

一般家庭でのごみの焼却は原則禁止

適法な焼却施設以外でごみを燃やすことを「野焼き」といい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法)で原則禁止されています。

野焼きには、地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶やブロック囲い、素掘りの穴、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど野焼きに当てはまります。

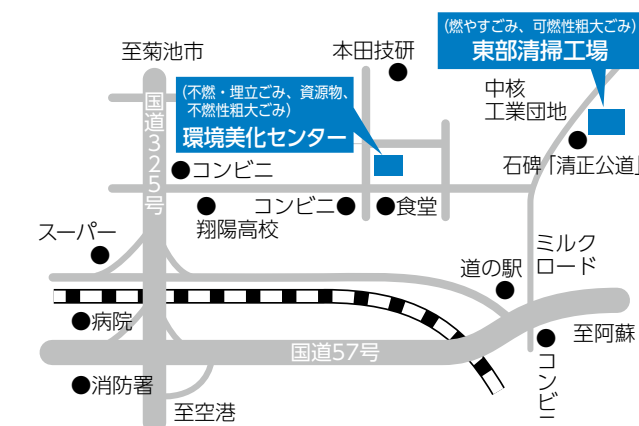
違法な野焼きは罰則があります

違反する野焼きをした人には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます(廃掃法第25条)。環境生活課は、定期的に野焼き防止パトロールを実施し、現地で指導しています。町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

燃やさずにごみを処分する方法

「ごみ収集カレンダー」「ごみの分け方・出し方」に従い、ごみを分別し、処分してください。

事務所や工場、商店、飲食店など事業活動にともなっているごみは、その種類で一般廃棄物と産業廃棄物に分類し、それぞれの収集運搬の許可を受けた業者に処分を委託するか、東部清掃工場か環境美化センターに直接持ち込んでください。



悪臭や大気汚染の原因になる野焼き

野焼きをすると、その煙が悪臭や大気汚染の原因になるため、周辺の人々に大変迷惑です。野焼きは、通常が200℃～300℃程度の焼却温度のため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になります。

例外的に認められる焼却

次の場合は例外的に認められていますが、必要最小限にとどめてください。やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ、時間帯、周辺の環境などに配慮して燃やしてください。

- 風俗慣習上または宗教上の行事に必要な廃棄物の焼却
例：どんど焼き、正月のしめ縄、門松などを焚く行事
- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却(廃ビニールの焼却は不可)
例：稲わらの焼却、焼き畑、あぜの草・下枝の焼却
- たき火やその他日常生活で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
例：落ち葉たき、キャンプファイヤー